

建設リサイクル法の工事届出の手引き

～ 対象建設工事の施主のみなさまへ ～

【変更内容】

- 各様式等の元号を「平成」から「令和」へ変更しました。
- さいたま市、鴻巣市、吉川市及び熊谷建築安全センター（秩父駐在）届出受理窓口の名称、所在地が一部変わりました。
- 平成29年4月1日から、久喜市内の大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の届出等の事務の一部が、埼玉県東部環境管理事務所から久喜市環境課へ変更になりました。

【留意点】

- 平成29年度まで、埼玉県総合技術センターで行っていた建設リサイクル法関係の事務についての対応は、埼玉県県土整備部建設管理課建築技術・積算担当になりましたので、注意してください。

※ このような区分によるチェックは、法令に基づくものではありませんが、適正な石綿処理の推進を図るために行うものですので、皆様のご協力をお願いいたします。

混ぜればゴミ、分ければ資源
みんなで築こう資源循環型社会

令和元年5月

埼玉県県土整備部建設管理課

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/re-cycle.html>

目 次

	ページ
1 概要	1
2 届出が必要な建設工事	1
(1) 特定建設資材	1
(2) 工事の規模	1
3 届出のしくみと内容	2
(1) 届出書類	2
(2) 届出書類の綴り方	3
(3) 届出等手続の流れ	3
(4) 届出等手続の内容	4
(5) 届出部数	5
(6) 届出書の提出先	5
(7) 届出書受理窓口の連絡先一覧	7
4 変更の届出	9
(1) 変更の届出	9
(2) 変更届出書類	9
(3) 変更届出書類の綴り方等	9
5 分別解体等の計画等（別表）における石綿の記載方法	10
6 建設リサイクル法届出済シールの交付について	12
7 再資源化等に関する措置の要求	13
8 行政庁における業務分担	14
9 解体工事業の登録及び建設業の許可等	15
10 届出書類記入上の留意事項	15
11 届出書等様式集	16
(1) 法定様式	16
・届出書（様式第一号）【記入例】	17
・様式第一号別表1（建築物に係る解体工事）【記入例】	18
・様式第一号別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替） 【記入例】	19
・様式第一号別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事 （土木工事等））【記入例】	20
・変更届出書（様式第二号）	21
・様式第二号別表1（建築物に係る解体工事）	22
・様式第二号別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替） 	23
・様式第二号別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事 （土木工事等））	24
(2) 参考様式	25
・工程表（建築物に係る解体工事の場合）【記入例】	26
・設計図又は写真（台紙）【記入例】	27
・案内図（台紙）【記入例】	28
・委任状【記入例】	29
・法第13条及び省令第4条に基づく書面	30

• 說明書	36
• 告知書	37
• 再資源化等報告書	38

1 概要

建設資材の分別解体等と再資源化等を促進し、資源の有効利用や廃棄物の適正処理を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」といいます。）が平成12年5月に制定され、一定の要件に該当する建設工事（対象建設工事）を行う場合には、あらかじめ都道府県知事等への届出が義務付けられたほか、工事の実施にあたっては、建設資材廃棄物をその種類毎に分別しつつ計画的に施工する分別解体等を実施するとともに、特定の建設資材が廃棄物になったもの（特定建設資材廃棄物）について再資源化をすることが義務付けられました。

また、工事の発注者は分別解体等や再資源化等の費用の適正な負担に努めなければならないことなどが定められました。

2 届出が必要な建設工事（対象建設工事）

建設リサイクル法に基づき、事前に届出が必要になる工事（以下、「対象建設工事」といいます。）は(1)の**特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等**又は**その施工に特定建設資材を使用する新築工事等**であって、(2)の規模の基準以上の建設工事です。

対象建設工事の発注者または対象建設工事を自ら施工する者は、工事着手の7日前までに都道府県知事等に届け出なければなりません。

対象建設工事の受注者には、特定建設資材の分別解体等の実施と特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられています。また、対象建設工事を自ら施工する者にも特定建設資材の分別解体等が義務付けられています。

(1) 特定建設資材

- | | |
|---------|-------------------|
| ・コンクリート | ・コンクリートと鉄から成る建設資材 |
| ・木材 | ・アスファルトコンクリート |

(2) 工事の規模

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	当該工事に係る床面積の合計が80㎡以上
建築物の新築・増築工事	当該工事に係る床面積の合計が500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	当該工事の請負金額が1億円以上（税込）
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（舗装、造成、擁壁等土木工事及び木材、石材、鋼材、機械器具等の組立等による工作物）	当該工事の請負金額が500万円以上（税込）

対象建設工事には分別解体等と再資源化等が義務付けられています。

※ 分別解体等とは、建設資材廃棄物をその種類毎に分別しながら解体工事等を行うことです。分別せずに建築物を一気に壊してしまう、ミンチ解体は禁止されています。

※ 再資源化等とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用できる状態や、熱を得ることに利用することができる状態にする行為です。

3 届出のしくみと内容

(1) 届出書類

対象建設工事の発注者は次の書類を揃え、工事着手の7日前までに工事箇所を管轄する県の建築安全センター又は市町の担当課に提出しなければなりません。

また、埼玉県では、規程により正副2通を作成し、提出していただくこととしています。副本は届出者の控えとして受付後お返ししますので、正本のコピーで結構です。

なお、届出に当たっての手数料等は必要ありません。

提出書類	様 式 等	
〔1〕届出書	特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 様式第一号 (以下、「様式第一号」といいます。)	
〔2〕別表	建築物の解体工事	様式第一号別表1
	建築物の新築・増築工事	様式第一号別表2
	建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	
	その他の工作物に係る工事、土木工事など	様式第一号別表3
〔3〕案内図	工事現場の場所がわかる地図などの、案内図を添付してください。 地図等には、当該対象建設工事を施行する場所を着色するなどして明示してください。 大きさはA4サイズとしてください。	
〔4〕設計図又は明瞭な写真 ※平面図等は、なるべく縮尺の入っているものを使用してください。 ※写真はカラーで、サービスサイズ以上の大きさとしてください。デジタルカメラで撮ったものをカラー印刷したもので結構です。	解体工事	全景写真又は平面図・立面図・配置図等 写真は解体する建築物や工作物の全体の外観がわかるようなものをA4サイズの台紙に貼付してください。1枚では全体が写らない場合には複数の写真で全体がわかるようにしてください。 平面図や立面図、配置図等がある場合には、それらでも構いません。
	新築工事等	平面図・配置図等 建築物の新築・増築工事は延べ床面積が規模の基準となっていますので、建築物の状況に応じて、配置図・平面図等を添付してください。その他の工作物についても概要がわかる平面図等を添付してください。
	修繕・模様替等工事	建築物や工作物の状況に応じて、工事箇所がわかるような配置図・平面図等を添付してください。
〔5〕工程表	届出書に工程の概要を記載することができない場合には、工程表を添付してください。工程表は26ページの様式を標準としますが、作業内容毎の日程がわかる内容であれば、従来使用しているものを添付しても構いません。	
〔6〕委任状 ※発注者が自ら届出書を提出する場合、委任状は不要です。	届出書の提出を他人に依頼する場合などで、届出書を受理する行政庁の窓口での指示などにより、届出義務者以外の方が届出書の補正を行う場合には委任状が必要です。 この場合、委任する相手は実際に窓口で補正を行う人になります。	

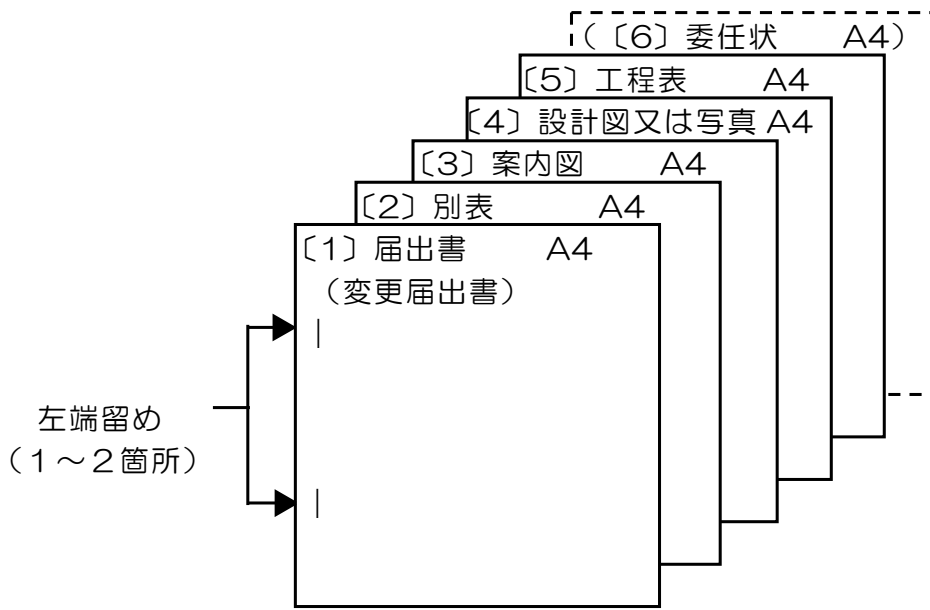
※7月10日に着手しようとする場合は、7月3日までに届出が必要です。

7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	
9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日	1日後	
.....		届出の 期 限	←						着手日 (着工)	→	施工
届出可			工事に着手する7日前までに								

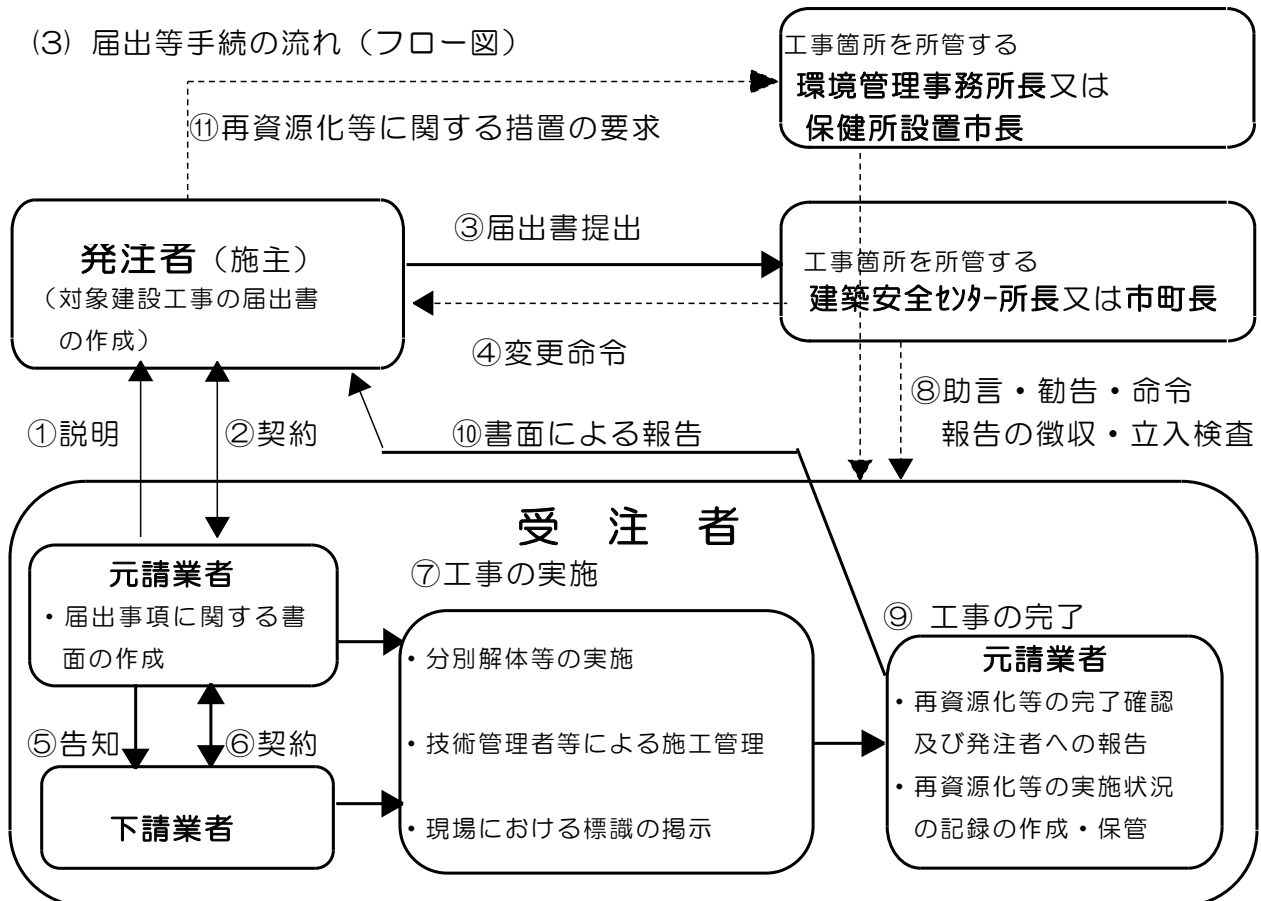
(2) 届出書類の綴り方

届出書類は、〔1〕届出書（変更届出書）、〔2〕別表（該当する工事のもの）、〔3〕案内図、〔4〕設計図又は明瞭な写真、〔5〕工程表、〔6〕委任状（窓口での届出書の補正を他人が行う場合）の順に綴り、左側1箇所又は2箇所で留めてください。なお、両面印刷でも差し支えありません。

届出書（変更届出書）類の綴り方（例）



(3) 届出等手続の流れ（フロー図）



(4) 届出等手続の内容（番号は前ページのフロー図に対応しています。）

番号	手 続	内 容	備 考
①	説明 （法第12条第1項に基づく書面）	対象建設工事を直接請け負おうとする建設業者（元請業者）は、発注しようとする者に対して、契約前に、建築物等の構造、工事着手の時期及び工程の概要、分別解体等の計画などを書面で説明しなければなりません。	説明書(P36)
②	契約 （法第13条及び省令第4条に基づく書面）	対象建設工事の請負契約の当事者は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に明記しなければなりません。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面(P30~P35)
③	届出書提出	対象建設工事の発注者は、工事着手の7日前までに、当該工事箇所を管轄する県の建築安全センター又は市町の担当課に、届出書を提出しなければなりません。 記載事項に不備がなければ、届出書（正副）に収受印を押印するとともに受付番号を記入して受理します。 届出者の控えとして副本をお返しします。（建築安全センター）	届出書(P17、21) 別表(1~3) (P18~P20, P22~P24) 工程表(P26) 設計図又は写真(P27) 案内図(P28)
④	変更命令	届出を受理した行政庁は、分別解体等の計画が基準に適合しないと認める場合に、届出者に対し計画の変更など必要な措置を求める場合があります。	
⑤	告知	対象建設工事の受注者は、請け負った工事を他の建設業者に請け負わせようとするときは、当該対象建設工事について届出られた事項（変更の届出があった場合には変更後のもの）を告げなければなりません。	告知書(P37)
⑥	契約	元請業者と下請業者の間であっても、対象建設工事の請負契約の当事者は、②の契約と同様の事項を契約書に明記することとされています。 しかし、廃棄物の再資源化等処理や収集運搬は、排出事業者である元請業者が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める委託基準に従い、それぞれの許可業者と委託契約を結ぶ必要があり、下請業者に廃棄物の再資源化などの処分等を請け負わせることはできないので注意が必要です。	
⑦	工事の実施	届出書が受理された日から7日経過した場合は、工事に着手することができます。 工事の施工に当たっては、 ①分別解体等の実施	

		②技術管理者（主任技術者）による施工管理 ③現場における標識の掲示 が必要です。 また、発生した特定建設資材廃棄物については、再資源化等が義務付けられています。	
⑧	助言・勧告・命令 報告の徴収 ・立入検査	届出を受理した行政庁、若しくは県の環境管理事務所又は保健所設置市は、それぞれ分別解体等、若しくは再資源化等の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、対象建設工事の受注者に対し、必要な助言・勧告、命令、立入検査、報告の徴収などを行います。	
⑨	工事の完了	分別解体等が完了し、元請業者は再資源化等の完了をマニフェストなどで確認します。	
⑩	書面による報告	再資源化等の完了を確認した元請業者は、書面により、発注者に再資源化等の完了の日や行った施設、費用などについて報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければなりません。	再資源化等報告書(P38、39)
⑪	再資源化等に関する措置の要求	再資源化等の完了報告を受けた発注者は、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、施工箇所を管轄する県の環境管理事務所若しくは保健所設置市に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができます。	

(5) 届出部数

正本1部、副本1部の合計2部を提出してください。（市町で受理する場合には異なることがあります。）なお、副本については発注者の方の控えになりますので、届出書正本のコピーでも差し支えありません。

(6) 届出書の提出先

届出書は、基本的には対象建設工事の現場を管轄する行政庁に提出していただきますが、工事の種類や規模により、それぞれ異なります。下表のA～Cの分類により、それぞれ次ページの区分ごとの行政庁に提出してください。

対象建設工事の現場のある市町村	分類
さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、所沢市、狭山市、春日部市、上尾市、草加市、新座市、久喜市	A (特定行政庁)
行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、杉戸町、松伏町	B (限定特定行政庁)
A、B以外の町村	C

A：対象建設工事の種類にかかわらず、工事の現場のある市の担当課所に届出書を提出してください。

B：1 建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物にかかる対象建設工事については、工事の現場のある市町の担当窓口に届出書を提出してください。

参 考 建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物の例

- ・木造建築物で2階以下かつ500㎡以下、
- ・木造以外の建築物で1階かつ200㎡以下の建築物 など

※ これらの建築物であっても、劇場や集会場、病院、学校、遊技場、倉庫、車庫など特殊な用途で、延べ床面積が100㎡を超える場合には該当しないことがあります。詳細については、当該市町又は建築安全センターに御確認ください。

2 上記1以外の対象建設工事については、下表により、工事現場のある市町を管轄する建築安全センターに届出書を提出してください。

対象建設工事(4号該当建築物以外)の現場のある市町	管轄する建築安全センター
朝霞市、入間市、志木市、飯能市、日高市、富士見市、ふじみ野市、和光市	川越建築安全センター
坂戸市、鶴ヶ島市、東松山市	// 東松山駐在
行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市	熊谷建築安全センター
秩父市	// 秩父駐在
戸田市、松伏町、三郷市、八潮市、吉川市、蕨市	越谷建築安全センター
桶川市、北本市、鴻巣市、幸手市、白岡市、杉戸町、蓮田市	// 杉戸駐在

C：対象建設工事の種類にかかわらず、下表により、当該町村を管轄する建築安全センターに届出書を提出してください。

対象建設工事の現場のある町村	管轄する建築安全センター
三芳町	川越建築安全センター
小川町、越生町、川島町、ときがわ町、滑川町、鳩山町、東秩父村、毛呂山町、吉見町、嵐山町	// 東松山駐在
美里町、神川町、上里町、寄居町	熊谷建築安全センター
小鹿野町、長瀨町、皆野町、横瀬町	// 秩父駐在
伊奈町、宮代町	越谷建築安全センター-杉戸駐在

(7) 届出書受理窓口一覧

① 特定行政庁（12市）

市町村	担当課	電話番号	所在地	備考
さいたま市				
北部建設事務所	建築指導課	048-646-3235	さいたま市大宮区吉敷町1-124-1（大宮区役所内）	西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区
南部建設事務所	建築指導課	048-840-6236	さいたま市中央区下落合5-7-10（中央区役所内）	中央区、浦和区、桜区、南区、緑区
川越市	建築指導課	049-224-5974	川越市元町 1-3-1	
越谷市	建築住宅課	048-963-9205	越谷市越ヶ谷 4-2-1	
熊谷市	建築審査課	0493-39-4809	熊谷市中曽根 654-1	
川口市	建築安全課	048-242-6367	川口市三ツ和 1-14-3 （鳩ヶ谷庁舎）	
所沢市	建築指導課	04-2998-9180	所沢市並木 1-1-1	
春日部市	建築課	048-736-1111	春日部市中央 6-2	
狭山市	建築審査課	04-2953-1111	狭山市入間川 1-23-5	
上尾市	建築安全課	048-775-8490	上尾市本町 3-1-1	
草加市	建築指導課	048-922-1958	草加市高砂 1-1-1	
新座市	建築開発課	048-477-4519	新座市野火止 1-1-1	
久喜市	建築審査課	0480-22-1111	久喜市北青柳 1404-7	

② 限定特定行政庁（30市町）

市町村	担当課	電話番号	所在地	4号該当建築物以外を所管する建築安全センター
行田市	建築開発課	048-550-1551	行田市本丸 2-20	熊谷建築安全センター
秩父市	建築住宅課	0494-26-6869	秩父市熊木町 8-15	熊谷建築安全センター-秩父駐在
飯能市	建築課	042-973-2170	飯能市大字双柳 1-1	川越建築安全センター
加須市	建築開発課	0480-62-1111	加須市三俣 2-1-1	熊谷建築安全センター
本庄市	建築開発課	0495-25-1140	本庄市本庄 3-5-3	熊谷建築安全センター
東松山市	住宅建築課	0493-21-1424	東松山市松葉町 1-1-58	川越建築安全センター-東松山駐在
羽生市	まちづくり政策課	048-561-1121	羽生市東 6-15	熊谷建築安全センター
鴻巣市	建築住宅課	048-541-1321	鴻巣市中央 1-1	越谷建築安全センター-杉戸駐在
深谷市	建築住宅課	048-574-6655	深谷市仲町 11-1	熊谷建築安全センター
蕨市	建築課	048-433-7715	蕨市中央 5-14-15	越谷建築安全センター
戸田市	まちづくり推進課	048-441-1800	戸田市上戸田 1-18-1	越谷建築安全センター
入間市	建築指導課	04-2964-1111	入間市豊岡 1-16-1	川越建築安全センター
朝霞市	開発建築課	048-463-2585	朝霞市本町 1-1-1	川越建築安全センター
志木市	建築開発課	048-473-1111	志木市中宗岡 1-1-1	川越建築安全センター
和光市	建築課	048-464-1111	和光市広沢 1-5	川越建築安全センター
桶川市	建築課	048-786-3211	桶川市泉 1-3-28	越谷建築安全センター-杉戸駐在

北本市	建築開発課	048-594-5550	北本市本町 1-111	越谷建築安全センター-杉戸駐在
八潮市	開発建築課	048-996-3596	八潮市中央 1-2-1	越谷建築安全センター
富士見市	建築指導課	049-252-7127	富士見市大字鶴馬 1800-1	川越建築安全センター
ふじみ野市	建築課	049-220-2069	ふじみ野市福岡 1-1-1	川越建築安全センター
三郷市	開発指導課	048-930-7743	三郷市花和田 648-1	越谷建築安全センター
蓮田市	建築指導課	048-768-3111	蓮田市大字黒浜 2799-1	越谷建築安全センター-杉戸駐在
坂戸市	住宅政策課	049-283-1331	坂戸市千代田 1-1-1	川越建築安全センター-東松山駐在
幸手市	建築指導課	0480-43-1111	幸手市東 4-6-8	越谷建築安全センター-杉戸駐在
鶴ヶ島市	都市計画課	049-271-1111	鶴ヶ島市大字三ツ木 16-1	川越建築安全センター-東松山駐在
日高市	都市計画課	042-989-2111	日高市大字南平沢 1020	川越建築安全センター
吉川市	都市計画課	048-982-9885	吉川市 きよみ野 1-1	越谷建築安全センター
白岡市	建築課	0480-92-1111	白岡市千駄野 432	越谷建築安全センター-杉戸駐在
杉戸町	建築課	0480-33-1111	杉戸町清地 2-9-29	越谷建築安全センター-杉戸駐在
松伏町	新市街地整備課	048-991-1858	松伏町大字松伏 2424	越谷建築安全センター

③建築安全センター（特定行政庁・限定特定行政庁以外の町村）

事務所名	担当	電話番号	所在地
川越建築安全センター	建築安全担当	049-243-2102	川越市新宿町 1-17-17 (ウエスタ川越 公共施設棟 4階)
// 東松山駐在	建築確認・ 監察担当	0493-22-4340	東松山市六軒町 5-1 (東松山県土整備事務所内)
熊谷建築安全センター	確認・安全担当	048-533-8776	熊谷市新堀 500 (熊谷県土整備事務所内)
// 秩父駐在	建築担当	0494-22-3777	秩父市下影森 1002-1 (秩父県土整備事務所内)
越谷建築安全センター	建築安全担当	048-964-5294	越谷市越ヶ谷 4-2-82
// 杉戸駐在	開発建築担当	0480-34-2385	杉戸町杉戸 432 (杉戸県土整備事務所内)

分別解体等に関するお問い合わせは上記の各機関へ

建設管理課ホームページ ～ 建設リサイクル法関係 ～

建設リサイクル法に関する各種情報を提供しています。

是非ご覧ください。

アドレス <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/re-cycle.html>

4 変更の届出

(1) 変更の届出

届出書の内容のうち、次の事項を変更しようとする場合には、届出書を提出した発注者は、その届出に係る工事着手の7日前までに、当該工事箇所を管轄する建築安全センター又は市町の担当課に変更届出書類を提出する必要があります。

なお、工事着工後に生じた変更については、変更の届出は不要です。計画を随時変更しながら、適正な分別解体等及び再資源化等を実施してください。

変更の届出が必要な変更事項

- ①使用する特定建設資材の種類（新築工事等）
- ②工事着手の時期及び工程の概要
- ③分別解体等の計画
- ④解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事）
- ⑤届出者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ⑥工事の規模
- ⑦請負・自主施工の別
- ⑧元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ⑨建設業許可をした行政庁の名称及び許可番号（建設業許可業者）
- ⑩主任技術者又は監理技術者の氏名（建設業許可業者）
- ⑪解体工事業登録をした行政庁の名称及び登録番号（解体工事業登録業者）
- ⑫技術管理者の氏名（解体工事業登録業者）
- ⑬元請業者から分別解体等の計画等について説明を受けた年月日

(2) 変更届出書類

変更の届出に必要な書類は次のとおりです。

提出書類	様 式 等	
①変更届出書	特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 (以下、「様式第二号」といいます。)	様式第二号
②別表	建築物の解体工事	様式第二号別表1
	建築物の新築・増築工事	様式第二号別表2
	建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	様式第二号別表3
	その他の工作物に係る工事、土木工事など	
③工程表	届出事項の変更に伴い、これらの添付書類にも変更がある場合には、届出書に添付したものと同様のものを添付してください。	
④設計図又は明瞭な写真		
⑤案内図		
⑥委任状	委任状が必要な場合（届出書類の場合と同様です。）には添付してください。	

(3) 変更届出書類の綴り方等

変更届出書類の綴り方、届出部数、届出先については、届出書類の場合と同様です。

5 分別解体等の計画等（別表）における石綿の記載方法

建設リサイクル法では、石綿に関する事前調査と事前措置の実施が義務付けられています。事前調査結果や事前措置の状況は、別表1～3「分別解体等の計画等」で、次のように記入（チェック）してください。

なお、石綿の除去及び処分は、石綿関係法令（労働安全衛生法・石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に則り、適正に実施することが必要です。

別表1～3「分別解体等の計画等」の記入方法

①石綿が特定建設資材に付着している場合、「特定建設資材への付着物」欄をチェック

建築物に関する調査の結果 【事前調査】	工事着手前に実施する措置の内容 【事前措置】
（調査の区分） ・飛散性石綿（吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等） ・非飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル等）	（措置の区分） ・飛散性石綿に関する諸官庁届出（石綿障害予防規則・労働安全衛生法、大気汚染防止法） ・飛散性石綿の適正処理の実施 ・非飛散性石綿の適正処理の実施

②石綿が特定建設資材に付着していない場合、「その他」欄をチェック

建築物に関する調査の結果 【事前調査】	工事着手前に実施する措置の内容 【事前措置】
（調査の区分） ・飛散性石綿【吹付け】（鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿） ・飛散性石綿【吹き付けではない】（石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等） ・非飛散性石綿（スレートボード等）	（措置の区分） ・飛散性石綿に関する諸官庁届出（石綿障害予防規則・労働安全衛生法、大気汚染防止法） ・飛散性石綿の適正処理の実施 ・非飛散性石綿の適正処理の実施（※事前措置が必要な場合のみ）

※このような詳細な区分によるチェックは、法令に基づくものではありませんが、適正な石綿処理の推進を図るために行うものですので、ご協力をお願いいたします。

◆石綿関係法令の主な問合せ先

- ・労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出
埼玉労働局労働基準部健康安全課（電話048-600-6206）
- ・大気汚染防止法に基づく届出等
埼玉県環境部大気環境課（電話048-830-3058）
（※さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、久喜市は、市環境部局）
- ・廃棄物処理法に基づく処分
埼玉県環境部産業廃棄物指導課（電話048-830-3135）
（※さいたま市、川越市、越谷市は、市環境部局）

<参考>石綿（アスベスト）含有建材の製造時期

	石綿則区分	種類・（施工部位）	建材の種類（商品名・JIS規格）	製造時期
飛散性アスベスト	吹付け材 レベル1 （著しく発じん量の多い製品）	吹付け材	吹付け石綿（全商品）	～1975
			石綿含有吹付けロックウール（乾式・半乾式）	～1987
			湿式石綿含有吹付け材	～1989
			石綿含有パーライト吹付け	～1989
			石綿含有パーミキュライト吹付け	～1988
	保温材等 レベル2 （比重が小さく、発じんしやすい製品）	耐火被覆材 （S造の梁・柱等）	石綿含有耐火被覆板	～1978
			石綿含有珪酸カルシウム板第2種	～1999
		断熱材	屋根用折版石綿断熱材	～1989
			煙突石綿断熱材	～2004
		保温材 （配管エルボ、ボイラー等）	石綿保温材（旧JIS A 9502）	1914～1980
			けいそう土保温材（旧JIS A 9503）	1890～1955
			パーライト保温材（旧JIS A 9512）	1961～1980
			石綿珪酸カルシウム保温材（旧JIS A 9510）	1951～1980
			水練り保温材	～1988
非飛散性（石綿含有産業廃棄物）	その他石綿含有建材 （成形版等） レベル3 （発じん製の比較的低い製品）	内装材 （壁、天井）	スレートボード（全商品）	～2004
			珪酸カルシウム板第1種	～1997
			パルプセメント板	～2004
			スラグ石膏板	～2004
			押出成形品	～2004
			石綿含有岩綿吸音板	1964～1987
			石綿含有石膏ボード	1970～1986
	耐火間仕切り	珪酸カルシウム板第1種	～1997	
	床材	ビニル床タイル	～1987	
		フロア材	～1990	
		押出成形品	～2004	
	外壁材 （外壁、軒天）	窯業系サイディング	～2004	
		スラグ石膏板	～2004	
		パルプセメント板	～2004	
		押出成形セメント板	～2004	
		スレートボード（全商品）	～2004	
		スレート波板（全商品）	～2004	
	屋根材	珪酸カルシウム板第1種	～1997	
		住宅化粧用スレート	～2004	
	煙突材	石綿セメント円筒	～2004	

※出典：「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」（平成19年9月建設副産物リサイクル広報推進会議）

6 建設リサイクル法届出済シールの交付について 導入理由

- ① 第三者にも確認が容易な届出済シールの貼付により、届出済工事であることを明確にし、届出制度の一層の周知を図ります。
- ② 建設リサイクル法の対象建設工事であることを施工者の方に意識していただき、より適正な施工を促進します。
- ③ 現場に掲示が義務付けられている建設業許可（解体工事業登録）の標識に届出済証を張り付けていただくことにより、標識の掲示を徹底します。

※ 標識の掲示は、建設業者にあつては建設業法第40条、解体工事業業者にあつては建設リサイクル法第33条により義務付けられており、違反に対してはそれぞれ罰則（十万円以下の過料）が定められています。

実施方法

届出書受付時に、発注者（又は代理人等）又は自主施工者に「届出済シール」を交付し、現場の元請業者の標識（解体工事業登録票又は建設業の許可票）の表面の余白又は文字を隠さない場所に貼付していただきます。窓口では、「届出済シール」に受付日、受付番号を記載し交付します。工事終了後は速やかに標識から剥がしてください。

届出済シールの様式

建築安全センターで交付するシールの様式は次のとおりで、地色は目立つようにピンク色です。なお、シールの様式等は行政庁により異なる場合があります。

建設リサイクル法届出済	
受付日	見本
受付番号	
埼玉県〇×建築安全センター	

※各建築安全センターでは届出書受付時に受付番号等必要事項を記入して交付します。

その他

届出済シールの貼付は、法に基づくものではなく、任意に協力をお願いするものです。届出済シールの貼付は届出工事（民間工事）を対象とし、通知工事（公共工事）は当分の間、対象としません。

7 再資源化等に関する措置の要求

再資源化等の完了の報告を受けた発注者は、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、対象建設工事を施工した箇所を管轄する県の環境管理事務所又は保健所設置市町村に対し、その旨を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができます。措置要求の申告受付機関は次の表のとおりです。

再資源化等に関する措置要求受付機関

対象建設工事を施工した箇所のある市町村	措置要求受付機関
さいたま市	さいたま市産業廃棄物指導課 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 3-12-10 埼玉県住宅供給公社ビル1階 電話048(829)1607
川越市	川越市産業廃棄物指導課 〒350-0815 川越市大字鯨井 782-3 電話049(239)7007
越谷市	越谷市建築住宅課 〒343-8501 越谷市越ヶ谷 4-2-1 電話048(963)9205
本庄市、深谷市、熊谷市、上里町、神川町、美里町、寄居町	埼玉県北部環境管理事務所 〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 電話048(523)2800
秩父市、長瀬町、皆野町、小鹿野町、横瀬町	埼玉県秩父環境管理事務所 〒368-0042 秩父市東町 29-20 電話0494(23)1511
鶴ヶ島市、坂戸市、東松山市、滑川町、小川町、越生町、鳩山町、毛呂山町、吉見町、嵐山町、川島町、ときがわ町、東秩父村	埼玉県東松山環境管理事務所 〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 電話0493(23)4050
日高市、飯能市、狭山市、入間市、所沢市、ふじみ野市、富士見市、朝霞市、新座市、和光市、志木市、三芳町	埼玉県西部環境管理事務所 〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 (ウェスタ川越 公共施設棟 4階) 電話049(244)1250
鴻巣市、北本市、戸田市、上尾市、川口市、蕨市、桶川市、伊奈町	埼玉県中央環境管理事務所 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 電話048(822)5199
吉川市、三郷市、八潮市、草加市、松伏町	埼玉県越谷環境管理事務所 〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 電話048(966)2311
行田市、羽生市、加須市、春日部市、幸手市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町	埼玉県東部環境管理事務所 〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10 電話0480(34)4011

再資源化等に関するお問い合わせは上記の各機関又は

埼玉県環境部産業廃棄物指導課へ

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048(830)3135

FAX 048(830)4774

ホームページURL <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0506/index.html>

8 行政庁における業務分担

本県における行政庁の業務分担は次のとおりです。

(1) 総合調整等

機関名	担当部署	分 担 業 務
(県) 建設管理課	建築技術・積算 担当	1 分別解体等に係る総合調整に関する業務 2 実施指針の進行管理等に関する業務
	建設業担当	1 解体工事業の登録等に関する業務 2 建設業の許可に関する業務

(2) 分別解体等

機関名	分 担 業 務
(県) 建築安全センター	管轄区域内で施工される対象建設工事に係る次の事務 (特定行政庁及び限定特定行政庁の所掌分を除く) 1 届出(変更届出)の受理、審査 2 通知の受理 3 分別解体等の実施に係る助言・勧告、命令 4 分別解体等の実施に係る報告の徴収、立入検査
特定行政庁(12市) さいたま市、川越市、越谷市、 熊谷市、川口市、所沢市、狭山 市、春日部市、上尾市、草加市、 新座市、久喜市	管轄区域内で施工される対象建設工事に係る次の事務 1 届出(変更届出)の受理、審査 2 通知の受理 3 分別解体等の実施に係る助言・勧告、命令 4 分別解体等の実施に係る報告の徴収、立入検査
限定特定行政庁(30市町) 行田市、秩父市、飯能市、 加須市、本庄市、東松山市、 羽生市、鴻巣市、深谷市、 蕨市、戸田市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、 桶川市、北本市、八潮市、 富士見市、ふじみ野市、三郷市、 蓮田市、坂戸市、幸手市、 鶴ヶ島市、日高市、吉川市、 白岡市、杉戸町、松伏町	管轄区域内で施工される対象建設工事のうち、建築基準 法第6条第1項第4号該当の建築物(P6参照)に係る 次の事務 1 届出の受理、審査 2 通知の受理 3 分別解体等の実施に係る助言・勧告、命令 4 分別解体等の実施に係る報告の徴収、立入検査

(3) 再資源化等

機関名	担当部署	分 担 業 務
(県) 産業 廃棄物指導課	監視・指導担当	1 再資源化等に係る総合調整に関する業務
(県) 環境 管理事務所	廃棄物・残土対策 担当	1 法第18条第2項に基づく発注者からの申告の受 付、必要な措置の実施 2 再資源化等の実施に係る助言・勧告、命令
保健所設置市(3市) さいたま市、川越市、越谷市		3 再資源化等の実施に係る報告の徴収、立入検査

9 解体工事業の登録及び建設業の許可等

解体工事は、建設業の許可（建築一式、土木一式又は解体工事）を持っている業者か、当該施工現場のある県で解体工事業の登録を受けた業者以外は請け負うことができませんので、解体工事を発注する場合はご注意ください。

ただし、平成28年6月1日の施工日前に既に「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる者に対しては、経過措置として令和元年5月まで、「とび・土工工事業」の許可で解体工事を請け負うことが可能でしたが、令和元年6月以降は経過措置期間が終了するため、工事を請け負うことができません。

埼玉県で登録を受けた解体工事業者は、埼玉県県土整備部建設管理課のホームページでご覧になれますので参考にしてください。

解体工事業登録及び建設業許可に関するお問い合わせは

埼玉県県土整備部建設管理課へ

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048(830)5177

FAX 048(830)4867

ホームページURL <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html>

10 届出書類記入上の留意事項

(1) 届出書類の記入は黒又は青色のペン又はボールペンを使用し、楷書で丁寧に記入してください。なお、パーソナルコンピュータ等を使用して日本語入力ソフトにより入力の上、紙に出力したものであっても差し支えありません。この場合、字の大きさが多少異なったりしても、内容が届出書等の様式と異ならなければ支障ありません。

(2) 記載事項を訂正する場合は、訂正箇所を二本線で抹消し、押印して訂正後の事項を余白部分にはっきりと記入してください。

(3) 所定の記入欄に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載した上で、必要事項を記載した別紙を添付しても差し支えありませんが、この場合、別紙に記載された内容が届出書のどの部分に当たるのか明確になるよう注意してください。

(4) 記入に当たっては項目ごとの添え書きにも注意してください。

10 届出等様式集

(1) 法定様式

届出書

川越 建築安全センター所長 市町長 様

令和〇×年 〇月 〇日

フリガナ

サイン タロウ

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 彩野 太郎 印

(郵便番号 335-〇〇〇〇) 電話番号 0493-△△-□□□□

住所 埼玉県比企郡小川町〇〇〇-□□□

(転居予定先) (郵便番号 335-△△△△) 電話番号 0493-□□-▽▽▽▽

住所 埼玉県比企郡滑川町△△△-〇〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

① 工事の名称 彩野邸解体工事

② 工事の場所 埼玉県比企郡小川町〇〇〇-□□□

③ 工事の種類及び規模

☑ 建築物に係る解体工事 用途 専用住宅、階数 2、工事対象床面積の合計 100 m2

□ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途、階数、工事対象床面積の合計 m2

□ 建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの

用途、階数、請負代金 万円

□ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円

④ 請負・自主施工の別: ☑ 請負 □ 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

マルバツカイトイ

アラカワジロウ

① 氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) (株)〇×解体 荒川 次郎

(郵便番号 360-□□□□) 電話番号 048-〇〇〇-△△△△

② 住所 埼玉県さいたま市浦和区〇〇 △-△-△

③ 許可番号(登録番号)

□ 建設業の場合

建設業許可 □ 大臣 □ 知事 () 号 (工事業)

主任技術者(監理技術者) 氏名

☑ 解体工事業の場合

解体工事業登録 埼玉県 知事〇〇〇 号

技術管理者氏名 埼玉 一郎

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和〇×年 〇月〇×日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和〇×年 〇月〇×日

別紙のとおり

(工事完了予定日) 令和〇×年 △月〇□日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

- 1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
2 記名押印に代えて、署名することができる。
3 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号

記入例(新様式)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()				
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()				
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他(<u>住宅密集地</u>)				
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容			
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他(<u>隣地の使用を要する</u>)		隣地使用の承諾済 道路使用許可済		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(<u>大型車通行不可</u>)		交通整理員の常駐 2トラックで搬出		
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	フロン類使用機器 その他()	<input type="checkbox"/> フロン排出抑制法に基づく適正処理の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 家電リサイクル法に基づく適正処理の実施		
	石綿	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	特定建設資材への付着物 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input checked="" type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施		
	その他付着物有害物質等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質有り(PCB)		PCBを回収済み	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容		分別解体等の方法	
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()		
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()		
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
	⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
工事の工程の順序		<input checked="" type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()				
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由(<u>建築物の構造上、取り外しができないため</u>)				
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン				
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)		
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	25 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤		
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤		
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10 トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤		
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他						
備考						

□欄には、該当箇所には「レ」を付すこと。

記入例(新様式)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> その他(幼稚園) 敷地境界との最短距離 約____m その他(幹線道路沿い、交通量多い)		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	道路使用許可済	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 12 m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(大型車通行が可能)	敷鉄板設置により、公道乗入路を保護 交通整理員の常駐	
	石綿 (修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有	特定建設資材への付着物 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
		<input type="checkbox"/> 無	その他 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(スレートボード等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)
その他付着物有害物質等	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
工程ごとの作業内容	工程		作業内容	
	①造成等		造成等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④屋根		屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑥その他(仮設)		その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	使用部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	20 トン <input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	2 トン <input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10 トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例(新様式)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()			
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input checked="" type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>3</u> m その他(幹線道路上での工事、交通量が多い)		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他(工作機械の置き場所がない)	隣地を借用 道路占用許可済 道路使用許可済	
	搬出経路	障害物 <input checked="" type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>12</u> m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(現道使用のため支障なし)	交通整理員の常駐	
	石綿 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有	特定建設資材への付着物 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等) その他 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け)(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付けではない)(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(スレートボード等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
		<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)
その他付着物有害物質等	<input type="checkbox"/> 有			
	<input checked="" type="checkbox"/> 無			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み 使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	10 トン <input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	230 トン <input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

変更届出書

変更箇所

建築安全センター所長
市町長 様

令和 年 月 日

フリガナ

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) _____ 印
(郵便番号 _____) 電話番号 _____

住所 _____
(転居予定先) (郵便番号 _____) 電話番号 _____

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 _____

②工事の場所 _____

③工事の種類及び規模

建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円

④請負・自主施工の別: 請負 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

①氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 _____) 電話番号 _____

②住所 _____

③許可番号(登録番号)

建設業の場合

建設業許可 _____ 大臣 知事 (_____) _____ 号 (_____ 工事業)

主任技術者(監理技術者) 氏名 _____

解体工事業の場合

解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号

技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和 年 月 日

(工事完了予定日) 令和 年 月 日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 記名押印に代えて、署名することができる。

3 届出書に添付した対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真に変更がある場合には、新たな設計図又は写真を添付すること。

※受付番号 _____

新様式

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

変更箇所

□	建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()				
	建築物の状況	築年数__年、棟数__棟 その他()				
□	建築物に関する調査の結果	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約__m その他()			
□	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
		作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()			
		搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約__m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()			
		残存物品	<input type="checkbox"/> 有	フロン類使用機器	<input type="checkbox"/> 業務用エアコン、冷凍冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 家庭用エアコン、冷凍冷蔵庫	<input type="checkbox"/> フロン排出抑制法に基づく適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 家電リサイクル法に基づく適正処理の実施
			<input type="checkbox"/> 無	その他()		
		石綿	<input type="checkbox"/> 有	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
その他	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け)(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付けではない)(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(スレートボード等)			<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)		
□	その他付着物有害物質等	<input type="checkbox"/> 有				
		<input type="checkbox"/> 無				
□	工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()		
		②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()		
		③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
		④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
		⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
□	工事の工程の順序	<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()				
□	<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合	①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()				
□	建築物に用いられた建設資材の量の見込み	トン				
□	廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)	
			<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
			<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
			<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
□	(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他					
□	備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

	新様式	建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)			
	分別解体等の計画等				
変更箇所	<input type="checkbox"/>	使用する特定建設資材の種類	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
	<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()	
	<input type="checkbox"/>		周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()	
	<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		
	<input type="checkbox"/>		作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	<input type="checkbox"/>		搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	<input type="checkbox"/>		石綿 (修繕・模様替工事のみ)	特定建設資材への付着物 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/>	その他付着物有害物質等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/>	工程	作業内容		
	<input type="checkbox"/>	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/>	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/>	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/>	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/>	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/>	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/>	廃棄物発生見込量	種類	量の見込み	
	<input type="checkbox"/>		特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	<input type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊 <input type="checkbox"/> 建設発生木材	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/>			トン	
	<input type="checkbox"/>			トン	
	<input type="checkbox"/>	(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			
	<input type="checkbox"/>	備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

新様式

分別解体等の計画等

変更箇所

□	工作物の構造 (解体工事のみ)	□鉄筋コンクリート造 □その他()			
□	工事の種類	□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他()			
□	使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材			
□	工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他()		
□		周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他()		
□	工作物に関する調査の結果及び 工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
□		作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他()		
□		搬出経路	障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 □有 □無 その他()		
□		石綿 (解体・維持・修繕工事のみ)	特定建設資材への付着物	□ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) □ 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	
□			その他	□ 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) □ 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) □ 非飛散性石綿(スレートボード等)	
□	その他付着物 有害物質等	□有 □無	□ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) □ 飛散性石綿の適正処理の実施 □ 非飛散性石綿の適正処理の実施		
□		□有 □無	□ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) □ 飛散性石綿の適正処理の実施 □ 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)		
□	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
□		①仮設	仮設工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
□		②土工	土工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
□		③基礎	基礎工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
□		④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
□		⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
□		⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
□	工事の工程の順序 (解体工事のみ)	□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他() その他の場合の理由()			
□	工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)	トン			
□	廃棄物発生見込量 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
□		□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
□		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
□		□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
□	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
□	備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

(2) 参考様式

工 程 表

(建築物解体工事の場合)

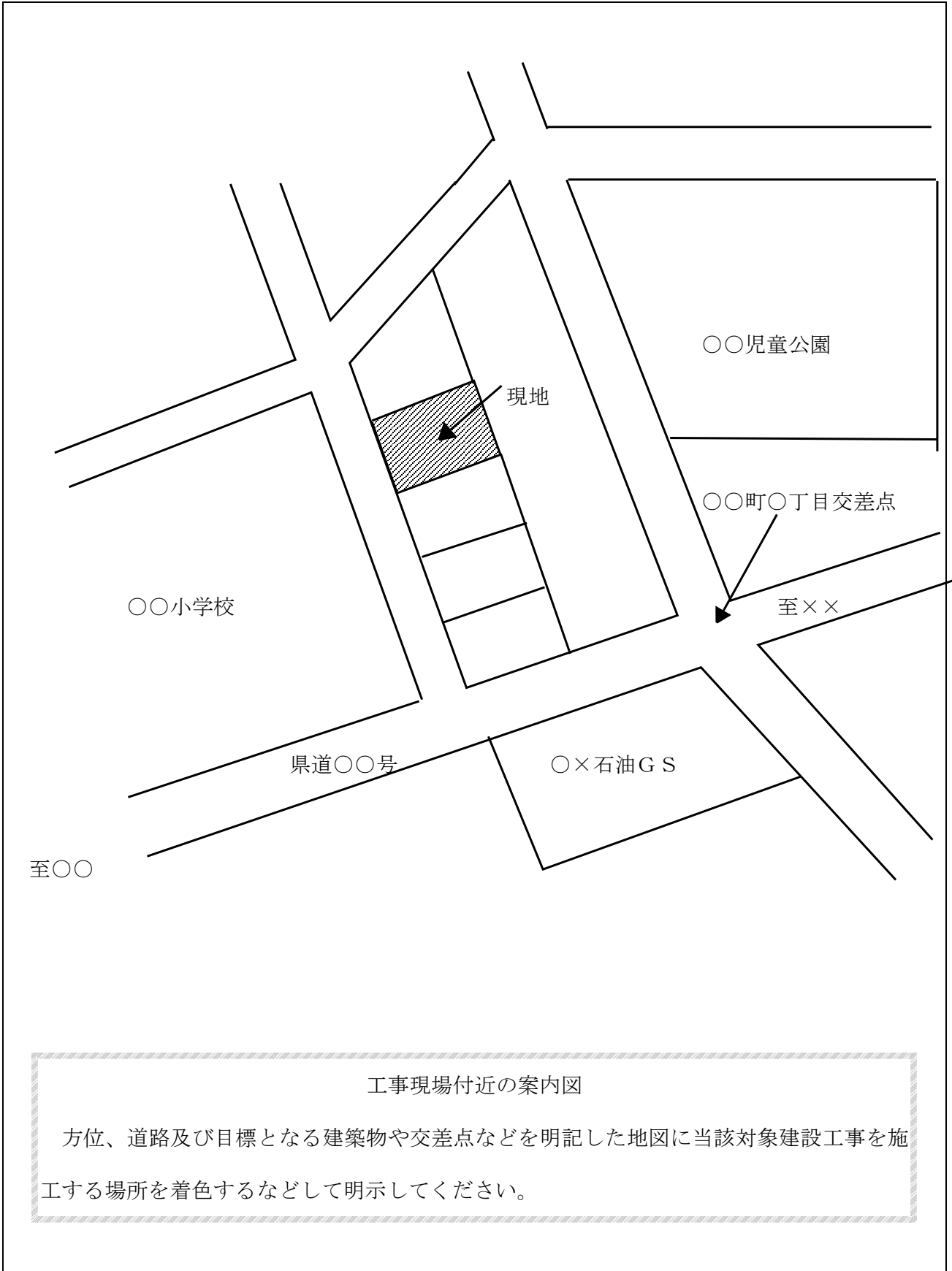
作成例

作 業 内 容	9 / 1 (木)	9 / 2 (金)	9 / 3 (月)	9 / 4 (火)	9 / 5 (水)	9 / 6 (木)	9 / 10 (月)
①養生シート等の設置	■						
②重機の搬入	■						
③障害物の除去	■						
④建具、畳等の撤去	■						
⑤石膏ボードの手壊し		■					
⑥手作業による瓦降し		■					
⑦機械併用の上屋解体			■	■			
⑧木材等の積込・搬出			■	■			
⑨その他廃棄物の積込・搬出					■	■	
⑩基礎・土間の解体						■	
⑪コン塊の積込・搬出						■	■
⑫養生シート等の撤去							■
⑬整地・完了							■

設計図又は写真



案内図



工事現場付近の案内図

方位、道路及び目標となる建築物や交差点などを明記した地図に当該対象建設工事を施工する場所を着色するなどして明示してください。

記入例

委任状

私は都合により 秩父彩子 を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条に基づく届出その他の手続きを委任します。

記

1. 工事の名称 彩野邸解体工事

2. 工事の場所 埼玉県比企郡吉見町〇〇△ー×

3. 代理者の住所・連絡先

①住所 埼玉県川口市△△ ×ー×ー×

②連絡先（昼間の連絡先）

○自宅・勤務先・携帯 電話番号 048-〇〇〇-××××

（該当するものを○で囲む）

会社名（勤務先の場合）（株）〇×解体

所属等（勤務先の場合）営業部

令和〇×年 △月 ▲日

住所 埼玉県比企郡吉見町〇〇△ー×

フリガナ サイノ タロウ
氏名 彩野 太郎

印

※代理者は、実際に届出窓口に来る方を指定してください。

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用 _____ 円 (税込)
(受注者の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円 (税込)
(受注者の見積金額)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

_____円 (税

込)

(受注者の見積金額)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設 仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工 土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎 基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造 本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 () □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)
(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税込)
(受注者の見積金額)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

説 明 書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)

②別表 (別表1~3のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③図面又は写真

④その他の別添資料 (添付する場合)

案内図

工程表

告 知 書

令和 年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)

②別表 (別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③図面又は写真

④その他の添付資料 (添付する場合)

案内図

工程表

[注] 本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____
2. 工事の場所 _____
3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

- 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
- 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

建設リサイクル法の工事届出の手引き

埼玉県県土整備部建設管理課
建築技術・積算担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁第二庁舎2階
TEL (048) 830-5192
FAX (048) 830-4868
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/re-cycle.html>